

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成 29 年 4 月～6 月）

平成 29 年 4 月～6 月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
4 月 10 日	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因 裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
4 月 19 日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音 等による健康被害等責任裁定申請事件第 4 回 審問期日及び成田市における室外機からの騒 音による健康被害等責任裁定申請事件第 1 回 審問期日	東 京
4 月 26 日	横浜市における騒音・低周波音による健康被害 原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
5 月 15 日	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康 被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
5 月 15 日	市川市における工場からの騒音等による健康被 害等責任裁定申請事件第 5 回審問期日	東 京
6 月 6 日	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害 原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
6 月 7 日	成田市における室外機等からの騒音・低周波音 等による健康被害等責任裁定申請事件第 5 回 審問期日及び成田市における室外機からの騒 音による健康被害等責任裁定申請事件第 2 回 審問期日	東 京
6 月 23 日	台東区における冷蔵庫からの低周波音による健 康被害責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成29年4月～6月）

受付事件の概要

大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（平成29年（セ）第5号事件）平成29年5月19日受付

本件は、申請人らは、被申請人らの入居以来約8年間にわたり、被申請人ら宅の家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)から発せられる騒音・低周波音や排水管の流水音、ゴミ捨て及び車掃除の際に発生する騒音により、睡眠妨害、血圧上昇、動悸、睡眠不足等の健康被害を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計360万円の支払を求めています。

横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件（平成29年（リ）第1号事件）平成29年6月6日受付

横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件は、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として、申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気及び血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機付きヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音（低周波音）を発生させたことによるものであるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付し（平成29年（調）第2号事件）、平成29年3月28日、調停が成立した事件です。

平成29年6月6日、前記調停事件の被申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました

成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

（平成29年（セ）第7号事件）平成29年6月20日受付

本件は、申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金3,275,515円の支払を求めています。

終結事件の概要

小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(平成 28 年 (ゲ) 第 2 号事件)

1 事件の概要

平成 28 年 7 月 1 日、長野県小諸市の住民 1 人から、鍛工品製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に生じた家屋の沈降、これに伴う家屋内の歪みの発生等の被害は、被申請人が自社の工場において鍛造機械作動により振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 28 年 10 月 25 日、公害紛争処理法第 42 条の 33 の規定により準用する同法第 42 条の 26 第 2 項の規定に基づき、裁定手続を中止しました。

その後、平成 29 年 4 月に本申請に係る訴訟の控訴審判決が言い渡され、同年 5 月 16 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件

(平成 28 年 (セ) 第 3 号事件)

1 事件の概要

平成 28 年 10 月 3 日、東京都台東区の住民 1 人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が隣接するビルで営んでいる中華料理店の 1 階厨房からビル屋上まで伸びているダクトから発生する悪臭及び騒音（モーター音）により、精神的苦痛を被っていると主張して、被申請人に対し、損害賠償金 113 万 6,000 円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成 29 年 6 月 23 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成 26 年 (ゲ) 第 2 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 7 月 4 日、神奈川県横浜市の住民 2 名から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている不眠症及びめまい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年6月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。